

港区立白金高輪駅自転車駐車場等の管理運営に関する年度協定書 (令和7年度)

港区(以下「甲」という。)とNCDグループ(代表団体「NCD株式会社」(以下「乙」という。))は、令和6年4月1日に港区立白金高輪駅自転車駐車場等(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した「港区立白金高輪駅自転車駐車場等の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理に関わる年度協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用(以下「指定管理料」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務内容)

第3条 令和7年度の業務内容は、基本協定第9条に定めるとおりとする。

(指定管理料の額)

第4条 基本協定第33条第2項に規定する指定管理料の額は、年間69,785,860円(消費税を含む。)とする。

(指定管理料の支払)

第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第34条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

(支払の内訳)

対象期間	支払額
第1四半期	17,446,465円
第2四半期	17,446,465円
第3四半期	17,446,465円
第4四半期	17,446,465円
合 計	69,785,860円

3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）を乗じて計算した額とする。

5 乙は、第 4 条に規定する指定管理料の額に基本協定第 31 条に定める利用料金による収入を加算した額（以下「収益金」という。基本協定第 33 条第 5 項に定める費用を除く。）が、管理運営に要した費用を上回った場合は、その一部を甲へ納付することとする。

6 前項の規定において、収益金が管理運営に要した費用を上回った額の 10 分の 6 を甲へ納付し、それを差し引いた額を乙の収入とする。

7 乙は、前 2 項による納付がある場合は、基本協定第 26 条第 3 項に規定する業務実績報告書の提出日から 20 日以内に、その額を甲に納付しなければならない。

（指定管理料の清算）

第 6 条 乙は、基本協定第 33 条第 5 項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

（協議）

第 7 条 本協定に定めがない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結をするため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 東京都港区芝公園一丁目 5 番 25 号
港 区
港 区 長 清 家 愛

乙 品川区西五反田四丁目 32 番 1 号
NCD グループ
代表団体
NCD 株式会社
代表取締役社長 下 條 治